



平成 21 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 : 日 本 乾 溜 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 内 倉 貢
(コード番号 1771 福証)
問 合 せ 先 :
役 職・氏 名 執 行 役 員 後 藤 信 博
総 務 企 画 部 長
(092 632 1050)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 18 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 18 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に新たな事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「株式等決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款の変更を行うものであります。

株券発行の廃止により、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。

「株式等決済合理化法」の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことにより、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。

「株式等決済合理化法」の施行により、株券喪失登録請求は廃止となりますが、「会社法」(平成17年法律第86号)第221条第1項の定めにより、株券喪失登録簿の作成及び備置は、廃止後1年間義務化されているため、附則にその旨及び有効期間並びに期間経過後の削除の定めを行うものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の変更、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 : 平成 21 年 12 月 18 日 (予 定)
- (2) 定款変更の効力発生日 : 平成 21 年 12 月 18 日 (予 定)

以 上

(別紙)変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 道路その他の交通安全施設に関する設計及びとび・土工工事業2. 法面保護・地盤安定処理等の設計及び土木工事業3. 区画線設置等の路面標示に関する塗装工事業4. 自動火災報知機等の消防施設工事業5. 建築工事業 <p>(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none">6. 土木・建築資材の販売7. 安全靴、安全帽、防塵・防毒マスク等の安全衛生保護具類の販売8. 建設工事に関する立入防止柵、工事灯等の安全機材の販売9. 消防設備器具の販売10. 産業用電気機械器具の販売11. 各種標識板の製作、販売12. 写真製版、プロセス印刷13. 各種ゴム強化剤の製造、販売14. タール製品の製造、販売15. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介16. エクステリア用品・造園園芸用品の販売17. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 当社は、前項の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第8条 ゝ (条文省略)</p> <p>第9条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 道路その他の交通安全施設に関する設計及びとび・土工工事業2. 法面保護・地盤安定処理等の設計及び土木工事業3. 区画線設置等の路面標示に関する塗装工事業4. 自動火災報知機等の消防施設工事業5. 建築工事業6. <u>電気設備等の設計及び電気工事</u>7. <u>土木・建築資材・電気設備機器</u>の販売8. 安全靴、安全帽、防塵・防毒マスク等の安全衛生保護具類の販売9. 建設工事に関する立入防止柵、工事灯等の安全機材の販売10. 消防設備器具の販売11. 産業用電気機械器具の販売12. 各種標識板の製作、販売13. 写真製版、プロセス印刷14. 各種ゴム強化剤の製造、販売15. タール製品の製造、販売16. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介17. エクステリア用品・造園園芸用品の販売18. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(削 除)</p> <p>第7条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第8条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>2 . (条文省略)</p> <p>3 . <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(優先株式への期末配当金)</p> <p>第 14 条 当社は、第 51 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1 事業年度につき優先株式 1 株あたり発行価額の 100 分の 10 に相当する額を上限として、優先株式発行に際して取締役会決議で定める額の剰余金の配当(以下「優先期末配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第 14 条の 4 に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(優先株式への期末配当金)</p> <p>第 13 条 当社は、第 50 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1 事業年度につき優先株式 1 株あたり発行価額の 100 分の 10 に相当する額を上限として、優先株式発行に際して取締役会決議で定める額の剰余金の配当(以下「優先期末配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第 13 条の 4 に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先配当に関する非累積条項)</p> <p>第 14 条の 2 優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第 14 条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(優先配当に関する非参加条項)</p> <p>第 14 条の 3 優先株式に対しては、第 14 条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(優先株式への中間配当)</p> <p>第 14 条の 4 当社は、第 52 条に定める剰余金の配当をするときは、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先期末配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)の配当を必ず行う。</p> <p>2 . (条文省略)</p> <p>第 14 条の 5 、 (条文省略)</p> <p>第 14 条の 7</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第 14 条の 8 優先株主は、平成 20 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式 1 株と引換えに、払込価額を第 14 条の 9 に定める額(以下「基準価額」という。)で除して得られる数の普通株式の交付を請求することができる。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>	<p>(優先配当に関する非累積条項)</p> <p>第 13 条の 2 優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第 13 条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(優先配当に関する非参加条項)</p> <p>第 13 条の 3 優先株式に対しては、第 13 条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(優先株式への中間配当)</p> <p>第 13 条の 4 当社は、第 51 条に定める剰余金の配当をするときは、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先期末配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)の配当を必ず行う。</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>第 13 条の 5 、 (現行どおり)</p> <p>第 13 条の 7</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第 13 条の 8 優先株主は、平成 20 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式 1 株と引換えに、払込価額を第 13 条の 9 に定める額(以下「基準価額」という。)で除して得られる数の普通株式の交付を請求することができる。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

